

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和元年11月21日（木曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 零時 0分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- | | |
|---|-----------|
| ① 元気な明日を目指す健康都市宣言に関することについて | (福祉総務課) |
| ② 水戸市民生委員定数に関することについて | (福祉総務課) |
| ③ 水戸市社会福祉審議会に関することについて | (福祉総務課) |
| ④ 水戸市保健所に関することについて | (保健所準備課) |
| ⑤ 水戸市動物の愛護及び管理に関することについて | (保健所準備課) |
| ⑥ 水戸市理容師法施行に関することについて | (保健所準備課) |
| ⑦ 水戸市美容師法施行に関することについて | (保健所準備課) |
| ⑧ 水戸市化粧場等に関する法律施行に関することについて | (保健所準備課) |
| ⑨ 水戸市旅館業法施行に関することについて | (保健所準備課) |
| ⑩ 水戸市感染症診査協議会に関することについて | (保健所準備課) |
| ⑪ 水戸市小児慢性特定疾病審査会に関することについて | (保健所準備課) |
| ⑫ 水戸市健康づくり推進協議会に関することについて | (保健センター) |
| ⑬ 水戸市語学指導を行う外国青年の給与及び費用弁償の特例に関することについて | (総合教育研究所) |
| ⑭ 水戸市立幼保連携型認定こども園に関することについて | (幼児教育課) |
| ⑮ 水戸市老人福祉センターに関することについて | (高齢福祉課) |
| ⑯ 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関することについて | (幼児教育課) |
| ⑰ 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関することについて | (幼児教育課) |
| ⑱ 水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事について | (学校施設課) |
| ⑲ 南消防署移転改築事業について | (消防総務課) |
| ⑳ 南消防署緑岡出張所用地の取得について | (消防総務課) |

(2) その他

2 出席委員（7名）

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（2名）

議長	安藏栄君	議員	中庭次男君
----	------	----	-------

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	保健福祉部 副部長兼 福祉事務所 副所長	田中誠一君
保健福祉部 技監	前田亨君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター 所長	小林かおり君	保健所準備 課長	小林秀一郎君
消防長	小泉直紀君	消防次長	石川隆君
消防本部参事	鈴木豊君	消防本部参事	小林光宏君
北消防署長	大内康弘君	南消防署長	勝村俊則君
消防総務課長	箕輪重美君	火災予防課長	櫻井祐一君
消防救助課長	青木剛君	救急課長	石田宏一君
教育長 職務代理者 教育委員	東小川昌夫君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会 事務局教育部 参事兼 教育企画課長	三宅修君	教育委員会 事務局教育部 参事兼 幼児教育課長	鈴木功君
教育委員会 事務局教育部 参事兼放課後 児童課長	菊池浩康君	総合教育研究 所 長	萩谷孝男君

学校管理課長 鎮 目 英 俊 君 学校保健給食課 大 和 敦 子 君

学校施設課長 和 田 英 嗣 君 生涯学習課長 野 澤 昌 永 君

歴史文化財課 白 石 嘉 亮 君 中央図書館長 松 本 崇 君

総合教育研究所副所長 小 川 佐 栄 子 君

6 事務局職員出席者

議事課長 永 井 誠 一 君 書記 嘉 成 将 大 君

午前10時 1分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立って、橋教育部参事が公務出張のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は20件でございますが、日程中(1)から(18)までの18件につきましては、いずれも第4回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後にしたいと思いますので、御了承願います。

それでは初めに、元気な明日を目指す健康都市宣言に関することについて、執行部から説明願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、元気な明日を目指す健康都市宣言に関することについて、保健福祉部福祉総務課提出資料により、御説明いたします。

初めに、宣言の趣旨でございますが、我が国は、世界有数の長寿社会であり、人生100年時代を迎える中、生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送るためには、心身ともに健康であることが基本であり、本市においては、令和2年4月の中核市移行を機に、保健所を設置し、市民の健康増進活動の拡充や、保健、医療、福祉の連携の強化を図り、また、魁のまちづくりNEXTプロジェクトにいきいき健康プロジェクトを位置づけ、健康まちづくりに重点的に取り組んでいるところでございます。

これらの取り組みとあわせ、市民主体による健康の維持、増進に努め、社会全体で市民の健康づくりをサポートする機運を醸成するため、快適な環境の中で、全ての人が元気で笑顔にあふれた生活を送ることができる元気な明日を目指す健康都市の実現を目指して、この宣言を行うものとしております。

次に、宣言日は、令和2年4月1日でございます。

今後の取り組みといたしましては、中核市移行式において、元気な明日を目指す健康都市宣言を行うとともに、「広報みと」やホームページなどによる周知のほか、これまでの取り組みとあわせ、各種イベントやセミナー等を開催し、健康の大切さについて市民に啓発を図ってまいります。

ページを返していただき、2ページに健康都市文案を掲載してございますので、お目通し願いたいと思います。

この文案につきましては、保健、医療、福祉に関する関係機関、市民団体、各種経験者で構成する水戸市健康に関する都市宣言検討専門委員会を設置し、その中で、市民にもわかりやすい表現にしてほしいとの御意見をいただいたことから、市民が主体的にみずから健康を意識し、健康づくりに取り組んでいただくよう、市民目線で、できるだけわかりやすい表現にしているのが特徴となっております。

次に、3ページの都市宣言の構成でございますが、宣言文の段落ごとの趣旨をお示ししてございます。

第1段落では、心と体の健康の大切さについて、改めて呼びかけるようにしております。

第2段落目では、市民の行動目標として、世代を問わず一人一人が主体的に健康的な生活習慣を身につけるとともに、自分らしく生きがいを持って生活することを心がけること。また、家族や友人、地域みんなで

健康に対する意識を高めるとともに、健康づくりの輪を個人から地域へ、さらに市全体へ広げていくことを呼びかけております。

第3段落目は、中核市移行に合わせて、市民と行政が一体となって、元気な明日を目指す健康都市の実現を目指すという理念のもと、都市宣言を行うこととしております。なお、元気な明日を目指す健康都市としておりますが、これは健康であるという元気と、未来を明日というキーワードで使用しており、専門委員にいくつかの案をお示しし、その中でこの文案が選ばれたものでございます。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市民生委員定数に関することについて、執行部から説明願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 説明に入る前に、中核市移行に係る報告案件11件について、保健福祉部福祉総務課提出資料で一覧にしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

それでは、水戸市民生委員定数に関することについて御説明いたします。

制定理由につきましては、中核市移行に伴い、民生委員法第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものでございます。

次に、制定内容は、民生委員の定数を433人とし、施行期日は、令和2年4月1日とするものでございます。

ページを返していただき、2ページをごらんください。

参考として、1、厚生労働大臣の定める基準として、民生委員児童委員及び主任児童委員の配置に関する参酌基準を記載してございます。

民生委員・児童委員の配置基準としましては、中核市の場合は、170から360世帯ごとに1人、主任児童委員は、民生委員協議会の協議を経て、2人または3人とされております。

次に、2の定数の内訳でございますが、水戸市の場合、地区民生委員協議会が中央地区から内原地区までに14地区あり、それぞれの地区の世帯数と、厚生労働大臣の定める配置基準をもとに、地域の実情に応じて、民生委員・児童委員の配置定数を定めております。

中央地区でありますと、世帯数に対して、配置基準の360世帯に1人の場合には25人、170世帯に1人の場合には52名の基準定数となり、この範囲でこれまでの経緯や地域の実情などにより36名としております。また、新荘地区につきましては、基準定数が9名から18名のところ、25名となっておりますが、世帯数が減少する一方で、ひとり暮らしの高齢者が増加し、民生委員の見守りが必要なことなどから、地域の実情により、基準を超えた配置となっております。また、右側の主任児童委員定数のうち、東部地区は基準定数3名のところ、学校数や児童数などの関係から2名となっております。また、この配置定数につきましては、今年12月1日付で、一斉改選が行われること。また、中核市移行を見据え、各地区の民生委員協議会から実情を聞きながら、茨城県と協議し、これまでの定数424名から9名増員し、433名としたものを継承するものでございます。

3 ページに条例の条文と、4 ページに参照条文として民生委員法の抜粋を掲載してございますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市社会福祉審議会に関することについて、執行部から説明願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 続きまして、水戸市社会福祉審議会に関することについて、保健福祉部福祉総務課提出資料により御説明いたします。

初めに、制定理由でございますが、中核市移行に伴い、社会福祉審議会を設置するため、社会福祉法等に基づき、必要な事項を定めるものでございます。

次に、主な制定内容として、審議会の所掌事項、委員の定数及び任期、専門分科会及び障害福祉専門分科会審査部会に関する規定、既存の審議会条例等を廃止する規定及び委員の報酬に関する規定を制定するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日とするものでございます。

ページを返していただき、2 ページに参考として、水戸市社会福祉審議会の構成を記載してございます。

水戸市社会福祉審議会は、25名の委員で構成し、民生委員審査専門分科会のほか、障害福祉、児童福祉、高齢福祉、地域福祉専門分科会を設けるとともに、障害福祉専門分科会に身体障害者の障害の程度を調査審議する審査部会を設けるものでございます。

次に、3 ページに条例の条文を記載してございますが、第1条で趣旨を規定するほか、第2条で所掌事項、第3条で委員の定数、第4条で委員の任期、また、第7条で専門分科会に関する規定、第8条で障害福祉専門分科会の審査部会について規定しています。

付則の第2項では、第7条に規定する専門分科会を設置することから、これまでの障害者、高齢者、地域福祉に関する審議会等、子ども・子育て会議の条文を廃止する規定を設けております。

また、その第3項では、社会福祉審議会委員及び臨時の委員の報酬額を規定するため、特別職の職員、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する規定を設けてございます。

次に、6 ページから8 ページにかけて、参照条文を掲載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○鈴木委員長 次に、水戸市保健所に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 それでは、水戸市保健所に関することにつきまして、お手元の保健所準備課提出資料により説明させていただきます。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、地域保健法第5条第1項の規定に基づき、水戸市保健所の設置について必要な事項を定めるものです。

2の主な制定等の内容につきましては、(1)の設置については第1条、(2)の位置、名称及び所管区域については第2条、付則といたしまして、(3)の水戸市保健センター条例及び水戸市保健所設置審議会条例の廃止、(4)の水戸市職員の給与に関する条例の一部改正、同じく(5)の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものです。

施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

2ページをお開きください。

第2条の規定で、保健所の位置につきましては、水戸市笠原町993番地の13、名称は、水戸市保健所、所管区域につきましては、水戸市の全域とするものです。

付則につきましては、3の職員給与に係る条例については、保健所長を加えるもので、4の特別職の報酬に係る条例につきましては、保健所設置審議会の委員の報酬を削除するものでございます。

3ページに参照条文を載せておりますので、後ほどごらんください。

説明については以上ですが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に提出させていただきますので、よろしく申し上げます。

○鈴木委員長 次に、水戸市動物の愛護及び管理に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 続きまして、水戸市動物の愛護及び管理に関することについてでございます。

お手元の保健所準備課提出の資料をごらんください。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、動物の愛護及び管理に関する事務を実施するため、必要な事項を定めるものでございます。

2の主な内容につきましては、(1)の動物の所有者等の遵守事項については第4条で、(2)の犬の所有者等の遵守事項につきましては第5条、(3)の猫の所有者等の遵守事項については第6条、(4)の所有者等のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項については第7条、(5)の多頭飼養の届け出等につきましては第8条・第9条、(6)係留等をされていない犬の収容等につきましては第13条で、(7)犬、猫の引き取りや返還等に係る手数料につきましては第16条、(8)につきましては、罰則について第18条から21条までに規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

本条例の規定につきましては、これまで県の条例に基づき行われた事務が主となっております。本市条例と県条例との主な相違点でございますが、2ページをお開きください。

第1条の目的では、動物愛護意識の高まりを受けて、動物の福祉の向上を推進するということを入れることとしております。

第3条の市民の責務につきましては、県条例では住民等の責務として動物を取り扱う者と定めておりますが、本市の条例では、市民全体を対象としております。

第4条につきましては、動物の所有者等の遵守事項について、県条例の内容に加えまして、第1項第2号、

(2)のところですが、動物の健康状態に常に留意し、必要に応じて獣医師による治療その他の動物の健康を保持するための措置を講ずること。さらに、第5号といたしまして、飼養等を行う動物の数は、適正な飼養等が可能な範囲内とすることという規定を追加することにより、飼養の適正化の強化を図るように努めております。

また、第6条の猫の所有者等の遵守事項につきましては、県条例で規定がないもので、市独自の項目として規定しているものでございます。

また、第7条の所有者等のいない猫に繰り返し餌を与える者の遵守事項につきましても、県条例では規定がない条項といたしまして、独自のものとして規定をしているものでございます。

なお、第16条の手数料、18条から20条の罰則等の規定につきましては、県と同様の規定の内容となっております。

7ページ以降に参照条文を載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市理容師法施行に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 続きまして、水戸市理容師法施行に関することについてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料をごらんください。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、理容所等に関する事務を実施するため、理容師法に基づき、条例で規定すべき必要な事項を定めるものです。

2の主な制定内容につきましては、(1)の理容所以外の場所において理容の業を行うことができる場合、いわゆる出張理容について第3条、(2)としまして、出張理容の届け出につきましては第4条、(3)理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置については第5条、(4)の理容所について講ずべき衛生上必要な措置については第6条、(5)の理容所の高度設備の検査等に係る手数料について第7条に規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

本条例につきましては、これまで県条例に基づき行われてきた事務となっております。

本条例と県条例との主な相違点でございますが、2ページの第3条の部分でございます。第3条の第1項第2号のところの規定で、規則で定めるものとして、県の規定にない演劇や演芸等に出演する者への出張理容を想定いたしまして、新たに規則に定めるものとして、この条項を設けております。

第5条第1項第13号に出張理容を行う者の救急処置に必要な薬品及び衛生材料の携行を義務づける設定を設けております。

4ページ以降に、参照条文を載せておりますので、後ほどごらんください。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市美容師法施行に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 続きまして、水戸市美容師法施行に関することについてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料をごらんください。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、美容所等に関する事務を実施するため、美容師法に基づき、条例で規定すべき必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、(1)美容所以外の場所において美容の業を行うことができる場合、いわゆる出張美容について第3条、(2)の出張美容の届け出について第4条、(3)の美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置について第5条、(4)美容所について講ずべき必要な措置について第6条、(5)の美容所の高度設備の検査に係る手数料について第7条に規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

本条例の規定につきましては、これまで県条例に基づき行われてきた事務となっております。

本条例と県条例との主な相違点でございますが、2ページをごらんください。

第3条第1項第2号の規定、これは理容師法のほうと同じような内容になりますが、演劇や演芸等に出演する者へ出張美容を行うことを想定いたしまして規則に規定するほか、第5条の美容の業を行う場合に講ずべき衛生上の必要な措置といたしまして、第1項第1号ですが、出張美容を行う者にあつてはというところですが、外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を携行することを規定として設けております。

4ページに参照条文を載せておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市化製場等に関する法律施行に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 水戸市化製場等に関する法律施行に関することについてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料をごらんください。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、化製場等に関する事務を実施するため、化製場等に関する法律に基づき、条例で規定すべき必要な事項を定めるものです。

2の主な制定理由につきましては、(1)の死亡獣畜取扱場の変更の届け出が必要となる事項について第3条で、(2)の許可を受けた者とみなされるために必要となる届け出事項について第4条で、(3)の高度設備の許可、申請に係る手数料について第5条に規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

なお、化製場及び死亡獣畜取扱場の定義につきましては、3ページをごらんください。

化製場等に関する法律の抜粋の第1条の第2項の部分ですけれども、獣畜というのは牛、馬、綿羊、ヤギを指しておるんですが、化製場とは、獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設となっております。

また、第3項の死亡獣畜取扱場とは、死亡獣畜を解体し、埋却し、または焼却するために設けられた施設または区域となっております。

本条の規定につきましては、これまで県の条例に基づき行われてきた事務となっており、規定等の内容につきましては、一部文言調整を行ったのみで、同様の内容となっております。

説明につきましては以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市旅館業法施行に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 続きまして、水戸市旅館業法施行に関することについてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料をごらんください。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、旅館業に関する事務を実施するため、旅館業法に基づき、条例で規定すべき必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、1の構造設備の基準について第3条で、(2)の許可を受けようとする施設によって、清純な施設環境が著しく害されるおそれのある施設を指定する規定といたしまして第4条、(3)の許可申請をする際に、許可について意見を求める者について第5条、(4)の施設等の衛生措置の基準について第6条から第9条、(5)の宿泊を拒むことのできる事由について第10条、(6)の営業許可申請に係る新規手数料について第11条に規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

本条例の規定につきましては、これまで県の条例に基づき行われた事務となっており、規定の内容につきましては、一部文言等の調整を行いましたが、同様の内容となっております。

6ページ以降に参照条文を載せておりますので、後ほどごらんください。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に提出をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市感染症診査協議会に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 続きまして、水戸市感染症診査協議会に関することについてでございますが、1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、感染症の診査に関する協議会に係る事務を実施するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第6項の規定に基づき、必要な事項を条例により定めるものでございます。

主な制定内容につきましては、(1)の組織については第3条、(2)の委員の任期につきましては第4条、(3)の会長につきましては第5条、(4)の会議につきましては第6条、(5)の部会につきましては第7条に規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

2ページをごらんください。

第3条の組織につきましては、7人の委員、第4条の委員の任期につきましては2年といたしました。第7条には、部会を設ける規定を定めております。

説明については以上でございます。本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に提出をさせ

ていただきますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市小児慢性特定疾病審査会に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 水戸市小児慢性特定疾病審査会に関することについてでございますが、お手元の保健所準備課提出の資料をごらんください。

1の制定理由につきましては、中核市移行に伴い、小児慢性特定疾病審査会に係る事務を実施するため、必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容につきましては、(1)の組織について第2条に規定するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日となっております。

2ページをごらんください。

第2条の組織につきましては、審査会は10人以上の委員をもって組織するものとしております。

また、付則といたしまして、特別職の報酬に係るものとして、審議会の委員報酬についてそれぞれ記しております。

3ページに参照条文を載せておりますので、後ほどごらんください。

説明は以上でございます。本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市健康づくり推進協議会に関することについて、執行部から説明願います。

小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 水戸市健康づくり推進協議会に関することにつきまして、保健福祉部保健センター提出資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございます。

水戸市健康づくり推進協議会の組織を見直すとともに、中核市移行に係る水戸市保健所設置により、水戸市保健センター条例を廃止することに伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、(1)としまして、所掌事項に関する規定の整理を行うものでございます。次に、(2)組織につきましては、市民を委員に加えると同時に、委員数を20人以内とするものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

2枚目に新旧対照表を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、第4回水戸市議会定例会に議案として提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市語学指導を行う外国青年の給与及び費用弁償の特例に関することについて、執行部から説明願います。

小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 それでは、水戸市語学指導を行う外国青年の給与及び費用弁償の特例に関することについて、総合教育研究所提出の資料により御説明いたします。

このたびの条例改正は、水戸市立小中学校、義務教育学校に勤務する英語指導助手を会計年度任用職員とすることに伴うものでございます。

まず、会計年度任用職員制度についてでございますが、この制度は、地方公共団体において任用しております非常勤職員及び臨時職員の適正な任用と、勤務条件の確保を図ることを目的として、平成29年5月の地方公務員法及び地方自治法の改正により、令和2年度から導入される制度でございます。この制度の導入に伴い、本市が現在任用している嘱託員及び臨時職員のほとんどが、会計年度任用職員として新たに設定されることとなり、英語指導助手につきましても、当該制度へ移行するものでございます。

資料1、改正理由につきましては、本制度の導入に伴い、英語指導助手に対して支給する給与及び費用弁償についての特例を定めるため、関係規定の整備を行うものでございます。なお、会計年度任用職員制度全般の基本的な事項につきましては、総務部所管で定めることとしております。

2、主な改正内容につきましては、1点目として、第2条で英語指導助手の基本報酬、2点目として、第3条で赴任及び帰国に係る費用弁償について定めるものでございます。

3、施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものです。

なお、2ページに改正案、3ページから4ページに、参照条文として改正前の水戸市語学指導を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に議案として提出させていただき予定でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市立幼保連携型認定こども園に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、水戸市立幼保連携型認定こども園に関することにつきまして、幼児教育課提出の資料により御説明いたします。

1の制定理由でございますが、これまで同一の施設の中で、幼稚園、保育所の垣根を越えまして教育、保育を行ってまいりました水戸市立稲荷第一幼稚園、常澄保育所及び水戸市立内原幼稚園、内原保育所につきまして、これまでの取り組みを継承しつつ、水戸市立常澄認定こども園及び水戸市立内原認定こども園として、一体的に運営をするために必要な事項を定めるものでございます。

2の主な制定内容でございますが、(1)といたしまして、水戸市立幼保連携型認定こども園の設置について第1条で規定をいたします。(2)といたしまして、認定こども園施設の名称、位置及び定員について第2条で規定をいたします。(3)といたしまして、認定こども園の事業につきまして第3条で規定をいたします。(4)といたしまして、入園の承諾につきまして第4条で規定をいたします。(5)といたしまして、入園の承諾及び取り消しにつきまして第5条で規定をいたします。(6)といたしまして、付則として準備行為としての入園の承諾など、必要な行為は施行日前に行えることや、幼保連携型認定こども園の設置により影響の出る他の条例の整備を行います。主なものといたしましては、常澄保育所と内原保育所の廃止や、稲荷第一幼稚園と内原幼稚園の廃止及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例や、総合教育研究所条例の中に幼保連携型認定こども園を加えるなどの関係規定の整備を行います。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日といたします。

次に、2ページから3ページには、水戸市立幼保連携型認定こども園条例案を、4ページから8ページには、関係規定の新旧対照表を、9ページから10ページにつきましては、参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に議案として提出いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市老人福祉センターに関することについて、執行部から説明願います。

野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 それでは、水戸市老人福祉センターに関することについて、保健福祉部高齢福祉課提出資料により御説明いたします。

初めに、改正理由でございますが、人生100年時代を迎える中、老人福祉センターという名称を、時代に沿った名称に変更するため、関係規定の整備を行うものでございます。

改正内容といたしましては、条例中、老人福祉センターの名称部分の改正となっております。

市内7カ所の老人福祉センター利用者へのアンケート調査などをもとに、水戸市老人福祉センターを水戸市いきいき交流センターと変更するものでございます。

表の下から3行目の水戸市常澄老人福祉センターにつきましては、ほかのセンターと形式を合わせ、常澄の部分を後ろにつなげる形とし、また、水戸市南部老人福祉センター及び水戸市末広老人福祉センターにつきましては、名称の南部や末広よりも、愛称でございます「ふれしあ」や「あじさい」のほうが認知度も高く、より親しまれていることから、いきいき交流センターふれしあ、いきいき交流センターあじさいとしたものでございます。

今後は、高齢者がいきいきと活動できる施設であることはもとより、高齢者同士だけではなく、多世代での交流について、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

次に、2ページから4ページには新旧対照表及び5ページには参照条文を添付してございますので、お目通しください。

説明は以上でございます。なお、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に議案として提出させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関することにつきまして、幼児教育課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、保護者負担の軽減を図るため、市立幼稚園の入園手数料を廃止するとともに、市立幼保連携型認定こども園の設置に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、2ページからの新旧対照表をごらんください。

第3条第2項におきまして、市立幼保連携型認定こども園の設置に伴いまして、利用者負担金の納付の取

り扱いについて規定の整備を行います。

次に、第4条を削除し、市立幼稚園の入園手数料を廃止いたします。

第5条におきまして、預かり保育料の規定に、市立認定こども園を追加するとともに、第5条第2項の幼稚園児を教育・保育給付認定子どもとし、市立認定こども園の児童も対象とすることといたします。

第6条の利用者負担金等の減免等におきましても、市立認定こども園を加えるものでございます。

1ページに戻っていただきまして、3の施行期日は、令和2年4月1日といたします。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 次に、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきまして、幼児教育課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例における関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)といたしまして、家庭的保育事業者は、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後、いわゆる3歳児の卒園後の受け入れ先となる保育所、幼稚園または認定こども園を連携施設として適切に確保しなければなりません。連携施設の確保が著しく困難な場合につきましては、これを適用しないことができるようになりました。ただ、その際には、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力者として、企業主導型保育施設または認可外保育施設を確保することが義務づけられました。

(2)といたしまして、家庭的保育事業者における食事の提供につきましては、自園調理を原則としておりますが、特例といたしまして、条件を付して食事の外部搬入について経過措置を10年と認めておりますが、家庭的保育事業者の居宅以外で保育を提供する場合についても同様の取り扱いとなります。

(3)といたしまして、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所につきましては、連携施設の確保を不要といたします。

(4)といたしまして、連携施設を確保しないことができる経過措置期間を5年から10年に延長いたします。

3の施行期日につきましては、公布の日といたします。

なお、2ページから5ページは新旧対照表を、6ページから11ページには参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事について、執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは、水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事につきまして、お手元に配付してございます学校施設課提出資料で御説明いたします。

1の工事名は、水戸市立上大野小学校長寿命化改良工事、2の工事場所は、水戸市東大野地内でございます。3の工事概要でございますが、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積1,659平米の校舎を整備対象といたしまして、鉄筋コンクリート外壁の中性化対策工事、屋上の防水改修工事、建具、内装の改修工事、多目的トイレ、エレベーターの設置工事を行います。

4の請負予定金額は、3億2,945万円。5の仮契約者につきましては、葵・大内特定建設工事共同企業体で、代表者は、水戸市五軒町2丁目2番7号、株式会社葵建設工業、代表取締役、栗原英則でございます。構成員は代表者のほか、水戸市東台1丁目10番6号、株式会社大内工務店、代表取締役、大内常男でございます。

6の添付資料といたしまして、2ページ以降に図面を添付しております。

初めに、配置図でございますが、グレーで塗り潰した斜線部分でお示ししている箇所が今回工事を行う校舎でございます。その右隣に本工事に伴い設置いたしました仮設校舎がございます。北側の県道からの出入り口については、児童や職員、来客等の動線と、本工事の工事車両の動線を分けておりますが、警備員等の配置や、工事車両の進入時間などを、学校と十分協議を行いながら作業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3ページは、校舎の現況図でございます。

ページを返していただきまして4ページは、本工事における改修図でございます。改修図の下段の1階平面図でございます職員室、校長室の前の廊下を本工事で一部拡張いたしまして、エレベーターと多目的トイレを設置する計画となっております。

続きまして、5ページ、6ページに立面図、7ページに一般競争入札調書を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に議案として提出させていただきますと予定でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 以上で、第4回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら発言願います。

小山福祉事務所参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 資料の訂正をお願いいたします。

水戸市社会福祉審議会に関することについての資料のうち、4ページの一番下なんですけれども、付則第3項で、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例となっておりますが、「の一部を改正する条例」については削除させていただきたいと思っております。

申し訳ございませんでした。

○鈴木委員長 もう一度お願いいたします。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 第3項の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例となっておりますけれども、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に

関する条例の以下の「の一部を改正する条例」の部分につきましては削除ということで訂正をさせていただきます。申しわけございません。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正するというので、「関する条例」以下の「の一部を改正する条例」の部分について削除させていただきますと思います。申しわけございませんでした。

○鈴木委員長 よろしいですか。

それでは、資料請求につきましてはよろしいでしょうか。

それでは、次に、南消防署移転改築事業について、執行部から説明願います。

箕輪消防総務課長。

○箕輪消防総務課長 それでは、南消防署移転改築事業につきまして、消防総務課提出資料により御説明をいたします。

1の建設地につきましては、2ページの案内図と配置図をあわせてごらんいただきたいと思います。

建設地は、水戸市元吉田町532-1ほかで、水戸南高校の東側でございます。

敷地面積は、3,365.03平方メートルであります。

2ページの配置図中央の計画建物が消防庁舎で、庁舎南側に訓練スペース、同じく北側に付属棟を配置してございます。図面上、庁舎の上側が西側でございますが、こちらの空白部分が水戸南高校のグラウンドでございます。庁舎の東側、図面上は下側でございますが、こちらの道路を挟みまして、こちらに水戸市立白梅保育所がでございます。

1ページにお戻りいただきまして、2の施設概要といたしまして、構造は鉄筋コンクリート造り、3階建てで、免震構造でございます。

延べ床面積は2,026.66平方メートルであります。

主な部屋といたしまして、3ページからの平面図をあわせてごらんいただきたいと思います。

3ページをお開きください。

1階南側に主出入口及びエントランスホールを配置してございます。さらに、救急消毒室、出動準備室などを配置しております。1階北側には別棟を配置し、機材庫、空気充填室などを配置しております。

次に、4ページをお開きください。

2階には展示スペース、事務スペース、多目的会議室などを配置しております。庁舎中央の階段は、1階車庫裏の出動準備室に直結して配置し、出動の迅速化と安全面に配慮をしてございます。

次に、5ページをお開きください。

3階には、女性用スペース、食堂、男子睡眠室などの諸室を配置しております。

最後に6ページでございますが、こちらは屋上でございます。一部に空調などの機器を設置し、屋上部分での訓練も可能としております。

資料の1ページにお戻りください。

(4)その他といたしまして、災害時の拠点施設として必要な自家発電設備、受水槽式給水、雨水貯留槽、災害時汚水槽などを設置してまいります。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 まず、要望も含めてお願いしたいと思っています。

今回の南消防署の建てかえについては、早急にスタートするよとということ、前の課長さん以来ずっと進めてきていただいて、そしてやっと建築課の御努力もあって、形になってきたかなというような思いがでございます。

その中で、今回示された図案の中で、階段等については、避難所も含んでいるというようなことで要望してきたところでございますので、避難所等についてはどういうふうなことになるのか、そして階段については、北署の場合には、4階が避難所だと思いましたがけれども、ここに至る経路として、高齢者も避難するという考え方から階段等についてはできるだけ歩きやすい、上がりやすい、ステップの低い、そういった階段を使用して、できるだけ緊急時に対応できるようなことでやっていただきたいというふうに要望してきたわけですが、その辺についてまずちょっと御質問させていただいていいですか。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問の件でございます。

まず、避難場所、一時避難ができる可能な場所といたしまして、2階の多目的会議室、こちらを想定してございます。

〔「2階」と呼ぶ者あり〕

○箕輪消防総務課長 はい、資料の4ページの2階です。2階平面図の多目的会議室、こちらを想定しております。隣のトレーニングルームと一体的に活用することも可能としておりますので、地域住民の方の避難場所、一時的な受け入れ場所という位置づけでございます。階段につきましては、庁舎の中央の階段、または入り口から入りましてエレベーターを使って2階に上がっていただく。そちらに階段がございしますが、そういった動線を考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 北署の場合は、最上階を避難所として、職員の機能性を増すということから、宿直仮眠室等については下のほうに置いたというような経緯でございましたけれども、今回こういうふうになったいきさつというのは、何かあるんでしょうか。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの御質問の件でございます。

北消防署は4階に多目的会議室がございまして、北消防署2階の事務スペースがあるフロアですが、こちらに北消防署の場合は吹き抜けがございまして、あちらの展示スペースと一体で、見学に来られた方が車庫の中を見たりしながら、防災教育を受けたりというイメージでレイアウトされたところでございますが、こちらの南消防署の場合は、敷地の関係上、車庫内に配置する車両、特に特殊車両ですね、はしご車とかそういった救助工作車、車高が高いものがございまして、それを配置するのが、3ページの平面図にございまして、

配置図上、右手のほうに置かれております。こちらの車庫前のスペースの関係上、どうしても右手にしか車高の高い車を入れるということができないという制約がございます。そうしますと、エントランスホールから上がって2階の展示室に行くと、北署と同じような吹き抜け部分が設けられないという特性がありますので、2階のその部分に北署でいえば吹き抜け部分、その部分に多目的会議室を設置した経緯がございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、なぜそういう話をしたかという、この多目的会議室が避難所というある程度の機能を有するよということであるとすれば、この屋上階も——いざとなれば駅南は浸水5メートル地帯ですから、相当数の一時避難者が想定されるわけですね。そういった中では、この屋上とやはり多目的広場というのが同じような機能、もしくは連携機能というものを果たしていく形になるのかなというふうに思ったものですから。それと消防の職員の皆さん方も、より早く対応できるということになれば、2階にそういう居住スペース、仮眠スペースがあったほうがいいのかという思いで質問させていただいたところです。いずれにしても、消防のほうでこれが使いやすいということであれば、私たち素人が云々言うこともないんですけども、それはそういう考え方もあるよということでお含みいただいて、検討すべき事案があれば、検討を加えていただきたいと、このように思います。

それから、もう一つですが、自家発電、それから受水槽、それから災害時の汚水槽が今回は設置されるということです。これは実際には、いざ災害となったときに、一番問題なのが、この自家発電設備における給油、燃料ですね、補給燃料、これが一番問題。汚水槽、受水槽がある程度——受水槽ももつ時間が——例えば1日なのか10日なのか、1カ月ぐらいいつよと、こういうふうなことなのか。その辺について、今の計画はどうなっているのかちょっとお聞かせいただけます。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの御質問の件でございます。

電気、それと給水、東日本大震災のときに電気及び水道のライフラインが3日間停止したという経験がございますので、今回電気につきましては、自家発電設備が4日間連続運転可能ということでございます。

それと、給水設備のほうでございますが、飲料水の確保がこちら4日間ということで整備を予定しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、避難者は何人ぐらいを想定されているか、ちょっとよくわかりませんが、ある程度の数の方が来ても、おおむね4日ぐらいはなんとか耐えることができるような避難所機能を持っているよ、こういうふうな考え方でよろしいんですか。

最終的に避難される人数の想定は何人ぐらいになっているのかだけ、よろしいでしょうか。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの御質問の件でございます。

先ほどの2階の多目的会議室が隣のトレーニングルームと一体にいたしますと、約145平米、そちらで

換算していきますと、約 88 畳ということで、畳 1 畳分の 1 人分換算でこの部屋に 88 人分一応一時的な受け入れが可能と。

〔「何人ですか」と呼ぶ者あり〕

○箕輪消防総務課長 88 人分です。

〔「88 人、1 人 1 畳」と呼ぶ者あり〕

○箕輪消防総務課長 1 畳の換算で、88 人と想定しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 88 人というのは、1 人 1 畳ということで、大変緊急ですから、やむを得ないのかなというふうには思いますけれども、いざとなったときに、ここはやはり一番機能的に——市役所も 5 メートル浸水地帯ですから、いずれにしても市役所に来られる方は水が出る前に市役所に避難しないといけないということになると、やはり下に水がつかってければ陸の孤島になってしまうと。こういう観点からどうしても公共の避難所としては重要な役割を果たすというふうに思っていますので、そういったものを含めてしっかりと検討を重ねて、早く、一刻も早く、これは異常気象という——異常気象というけれども、今これが日本の普通の気象だというふうな考え方をしていかなければ、いざという災害には対応できないのかなと。そうすると、笠原、それからもっと上流のほうの住宅化に伴って、さらに水が出るということを想定すれば、重要な拠点設備となるわけですから、ぜひ、早く計画以前に完成するような勢いで、しっかりと進めていただきたいとお願ひしたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 すいません、単純な質問なんですけれど、施設の北側ですかね。これ。ここも整備されるんですか。出入り口と書いてあるので、ここも一緒に整備して、何か駐車場なのか、そもそもスペースがないのかちょっとわからないんですけれど、ここは関係ないんですか。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 木本委員の御質問の件でございます。

この敷地の北側ですが、こちらはももとの傾斜地でございます。簡易的な造成を行いまして、この白い部分が造成して平らな道路です。出入り口の付近、こちらが緊急時の駐車スペースで、さらに北のほうはのり面を活用した訓練ができるようなスペースとか、もちろんランニングとかそういったものにも使えるんですが、そういった活用を考えてございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

そうすると駐車場とかではなくて、平面地で何かしら訓練ができる。

すみません、何で聞いたのかといいますと、委員会で視察に行ったときに、よく消防署と訓練機能があわせてやっているというところがほとんどだと思うんですけれど、何かそういう関連したものなのかなと思ったんですけれど、特に何かをやるというよりは、ただの平面で何も整備するということはない、訓練に対し

てどうこうとかというのは、マラソンしたかったらすればぐらいのそういう感じなんですかね。訓練機能もあわせて御説明いただければ。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 木本委員のただいまの御質問の件でございます。

この敷地全体から見ますと、まず、消防庁舎計画建物の左側、南側になるんですが、ここに訓練棟が設置されます。まず、救助訓練棟はこのスペースで行います。ちょっと字が小さいんですが、訓練スペースと。

さらに庁舎の右手、この図面の右側、北側になりますが、この附属棟、こちらも2階部分をうまく使って立体的な訓練ができるようなことを考えております。

さらにこの北側の傾斜地、そういった崖を想定したような、最近自然災害も多くございますので、そういったものに活用できればと、今構想しているところでございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、この傾斜を活用した何かしら訓練ができないかということも今検討していることになるんですね。

わかりました。せっかくこういった場所ですので、有効に御活用いただければというふうに思っております。

あと、ちょっと素朴な質問なんですけれど、先ほど袴塚委員からもあったように、駅南はこの間の台風19号の後に起きた豪雨で冠水してしまったんですけれど、あの場合でも、いわゆる救急車とか消防車とかは高いから行ける気がするけれど、救急車とかはああいう場合って通ることは問題ないんですか。いわゆる緊急の場合と豪雨の場合、駅南の道路が冠水した場合は問題ないんですよね。この前の状態では大丈夫なのか、ちょっと教えていただきたい。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの御質問の件でございます。

冠水した場合、いわゆる一つの目安としては、車輪の半分ぐらいまでは進入可能と。

〔「この前のは行けたんですか」と呼ぶ者あり〕

○箕輪消防総務課長 この間は浸水が、要は水深が深い場所はもちろん消防車両も進入できないということになります。

〔「行けたところも行けなかったところもあるということ。この間の豪雨では」と呼ぶ者あり〕

○箕輪消防総務課長 近くまで近づいて対応したと。行けるところまで行って対応するということになります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 すぐくこれが大事な案件になると、ここにこの施設を建てるということは、どういうふうに現場まで消防ないし救急車両を持っていくかというのは、駅なんかでそういった状況になる可能性が高いということは、完全にもうこれの前証明されましたので、ルート設定はしっかり行ったけれど、冠水してすみません、引き返しましたとかということになるのが一番問題だと思いますので、そこはしっかりとここ

に建物を建てるということは、そのルートをどういうふうに見きわめていくかということは十分に検討いただきたいと思います。

○鈴木委員長 要望でよろしいですか。

ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 すみません、本当勉強不足で申しわけないんですけど、消防署に常時職員の方というのは大体毎日何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの土田委員の御質問の件でございます。

現在南消防署には、女性職員の専用スペースがございませんので、勤務はしてございません。現在は北消防署と城里出張所、そちらに女性職員が交代制勤務で配置しております。

今回計画している建物でございますと、女性職員のもちろん専用スペースを……

○鈴木委員長 女性じゃなくて常時職員が何人いらっしゃるか。

○箕輪消防総務課長 申しわけありません。

勤務人員、交代制勤務で勤めておるものは16名程度、配置職員は全体で54名でございます。

○土田委員 そうすると、大体毎日五、六十の方がいらっしゃるということですよ。

わかりました。そうしたら、16人だったら、ちょっと気になったのが、先ほど袴塚委員さんからも質問あった避難所の場合に88人ぐらいの方を受け入れるとして、それにしてもトイレが少ないのではないかなと思ったので、常時どうなのかと聞いたんですけども、16人だと足りていますよね。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、南消防署緑岡出張所用地の取得について、執行部から説明願います。

箕輪消防総務課長。

○箕輪消防総務課長 南消防署緑岡出張所用地の取得につきまして、消防総務課提出の資料により御説明いたします。

1の目的につきましては、緑岡出張所は、幹線道路に面しており、緊急車両が出勤しやすく、有効な場所でございますが、現在の敷地面積が狭隘であることから、隣接する土地を土地開発基金により取得し、緑岡出張所の敷地の拡張を図るものでございます。

2の土地の表示につきましては、所在地が、水戸市平須町1828番897、所有者は、_____。地目は畑。面積は998.84平方メートル。取得予定価格は約3,600万円でございます。

3の位置図につきましては、網掛け表示した部分が今回用地を取得する土地でございます。緑岡出張所の東側に隣接してございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 それでは、委員より御質問ありましたら、発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 これ用地を購入するというので、これについてはできるだけ早く、速やかにやっていただきたいと思いますが、用地を買った後のスケジュールというのはどうなっているんでしょう。用地を買った後。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問の件でございます。

緑岡出張所の庁舎のほうも、昭和48年に建設されまして47年経過しているという状況がございます。なおかつ手狭であるということですので、建てかえを進めてまいりたいと考えてございます。

現在、庁舎改築の事業につきまして、関係各課と協議を行っております。新たに策定してまいります3か年実施計画に位置づけ、計画的に進めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 用地を買う、それからこの緑岡出張所については、これ道路拡張があるということで、これまでも延び延びになってきている事業なんですよね。この地域では、やはりこの消防署が拠点整備、そしてこれまでの笠原、それから元吉田、それから平須、小吹ね。こういった地域に最近住宅が密集している。水戸市の都市計画がずさんなために、魚の骨みたいな道路のところに家が点在し始めていると。こういう中では大変重要な拠点整備だというふうに思っています。これは第6次総合計画の見直しの3か年計画でやるよということだと思いますけれども、用地取得の目鼻が立ったんですから、来年度に100万円でも200万円でも予算をつけていただいて、そしてすぐに概要設計、もしくはその機能をどうすればいいのかというようなところをしっかりと進めていかなければならないというふうに思っているんですけれども、この辺については、現段階でどうのこうのということはないのかもわからないけれども、どんなふうな気持ちでこの用地を買おうとしているのか。長年の課題を早急に解決しようとする気持ちがあるのかないのかだけちょっとお聞かせ願えますか。

委員会としては、せっかく用地を買って、もう10年も塩漬けになっている案件なので、早急にやはりやるべきだというふうに思っているんですけれども、この辺については、秋葉副市長さんも耳には入っているでしょうから、答弁は結構ですけれども、いずれにしても、その辺についてどんなふうにお考えいただいているか。

この間も私たちも見に行かせてもらったけれども、今の消防署の中でやはり一番ひどいよ。事務室だって、ああいう状況の中でやっているという、そして市民の生命と財産をお預かりしている施設としては、僕は極悪だと思うんだよ。だからその辺について来年度以降の考え方、予算通る通らないは別にして、何か思いがあれば、なければないって言っていただいて結構です。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問の件でございます。

先ほど答弁したとおりで、現在、関係各課との協議を行っているんですが、先ほど申しましたとおり、施設の老朽化が激しいというのは何度も話しております。私ももちろん消防職員でございますので、あそこに24時間勤務している今現在、職員がいるわけでございます。ということで、本当に猶予なく、すぐに進めたいと説明をさせていただいております。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この原因についてはちょっと、考え方だけ申しますけれども、いずれにしても今回用地がふえて、そして新たな機能を持った市民の生命を守る、こういうふうな拠点整備ができるということはすばらしい。したがって、せっかく用地が買えたんだから、少なくとも来年度はやはり概要設計ぐらいはできるように、消防内部できちんと強い気持ちで予算要望をしていただいて、そして予算獲得に向けて努力してもらいたいと、委員会としてできれば要望していきたいというふうに思っています。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 今、袴塚委員さんのほうからもあったことなんですけれども、用地を取得するというところで、目的のところにも書いてありますが、緊急車両の出入り、入り口の確保ということも考えられるということなので、そうすると、今後の当面のこれからどうするのかといったときに、まず今現況が地目が畑ということだから、この前見に行ったときはどんな形だったのかわからなかったんですけど、車両が出入りできるような地目変更しながらの対応というのはすぐなされるのか、それとも、40年ぐらいたった建物と並行して考えているのか、緊急出動で道を確保したほうがいいのかなどという気がするんですけども、その考えを聞きます。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの田口委員の御質問の件でございます。

今回取得する用地でございますが、今後庁舎の建てかえを行う際に、現在地、現行庁舎がある部分に建てかえるのか、その隣接地へ建てかえるのかで比較等しております。現在地に建てかえとなりますと、庁舎を仮設庁舎を建てたりとかという経費等もございますので、その取得したほうに新庁舎を建設する方法を今考えてございます。将来的にはそちらが庁舎で、現在庁舎が建っている部分が緊急車両等の動線ということになるかと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、とりあえず土地は取得したが、その利用については、建てかえを踏まえての計画にするということで、この車両の出入り口というのは考えていないということでもいいんだよね。

そうすると、どのぐらいの緊急車両が出入り口が使いづらいのかというのがちょっと状況がわからないんですけども、スムーズにある程度の対応ができるのであれば、それでもいいですし、これが悪影響、かなり出ているというのであれば、一時的にも出入り口をつくるというのも一つかなという考え、そういうことで意見でいいです。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 前回お休みして申しわけありませんでした。

今回、消防から2件出ましたけれども、前回の災害においては、大変那珂川の氾濫、そして石川川もしくは岩根のほうで氾濫があったりして、大変市民に被害が及んだと。特に今回心配だったのが、城東地区の堤防が上から見てどうも川の真ん中が盛り上がっているようで、堤防より上にあつたような、そういうふうなことを城東地区の方々は口々に心配をしておられました。

今も、南署の中で、この水害、もしくは堤防決壊、または増水、こういうことがあつたときに、緊急避難所として機能すべきだと、こういうふうなお話をしてまいりました。

この下市の安心・安全というのは、この南署と同時に、城東出張所が機能していかなければ、当然ながら市民の生命と財産、そして安全は守れないと、こういうふうなことだというふうに考えますが、この城東出張所について、老朽化、狭隘化、そしてかねてからその水害対応、こういうものをどうするんだ、論議してきたところがございますけれども、これらについては今、消防内部でどのような検討をされ、そしてこれは当然市長は認識していると思うんですよ、今回の水害を見ても。今回、あの城東の堤防が本当にもつもらって、頑張ってもらってよかったなあというふうに思っているのは私だけではないと思う。当然ながらあそこは漏水をしているし、いつもいつも危ない危ないと言われていて、どうにか持ちこたえていただけ。そういうふうなことでありますけれども、この城東出張所の考え方についてお聞かせをいただきたい。

○鈴木委員長 箕輪課長。

○箕輪消防総務課長 ただいまの袴塚委員の御質問の件でございます。

城東出張所も浸水想定区域内にございますので、消防におきましても、城東出張所を含む幾つかの施設の整備につきまして、老朽化、その他資金的要因などもございます。計画的に整備を進めてまいりたいということ考えております。

現在、行っております南消防署の庁舎検討委員会等もございますので、その枠組みを生かしながらその中で検討を、消防施設全体の整備などの検討を進めてまいりたいという考えもございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そういう認識を持たれているんだというふうに思うんですが、これ城東の堤防だけじゃなくて、那珂川の堤防が決壊すると、間違いなく水戸市は5メートル浸水地区になっちゃうんですよ。間違いなく駅南は。そのときに、結局この下市の方々がどういうふうな対応をしなければならぬかということになると、早く逃げなさいというのはまず一つだよ。早く逃げなさい。いざ間に合わなければ、強固なマンションとか流されないような建物の上階に逃げてくださいと。そういうふうなことを考えたときに下市の中にはそういうところは点在はしているけれども、一般的な住宅が非常に多い地区で、どうしても被害を受けやすい。そういう土地柄もある。ですから、この城東出張所の建てかえというのは、南署の建てかえと同時に、そこで検討するということが大事なんだけれども、逆に言ったら消防本部内、もしくは建設部と協力して、下市の水害対策をどうしていくのか、その拠点整備として城東出張所がどういう役割を果たしていくのか、こう

いうことをしっかりと検討するような委員会をつくって、そして早急な対応をする。3か年実施計画の見直しをしているんならば、逆にいったら、ここに100万円でも200万円でもつけてもらって、そしてこの城東出張所の建てかえについても、第6次総合計画が終わる、もしくは第6次総合計画の終盤ぐらいにはやはり事業化に向けた推進を図る、このぐらいのことをしていかないと——これから毎年ですよ、これ水害は。今までは10年にいっぺん、50年にいっぺんと言ったけれども、これからのこの気象を考えたときには、毎年ですよ。しかも、今、駅南の雨水があふれそうになると、桜川の土手を抜いて、あそこへ強制放流しているんだから。そんななければ雨水の排水が間に合わない。そういうふうな状況の中で、城東の問題というのは、避けて通れない問題なんですよ。だから消防は3つ抱えて大変かもわからないけれども、今までずっとそういうことについて手を抜いてきたからこういう結果になっちゃったんだから。自前の消防長が今度きて、みんな一貫してまとまって、やはり消防行政を何とかしなくちゃならないという、そういう思いの中で、しっかりやってもらいたいというふうに思っております。ですから、来年は緑岡消防署の将来に向けての予算要求をすると同時に、あわせて城東出張所についても、これからどうあるべきなのか。これ城東出張所を移転するって高いところないんだよあの周りは。そうすると、この間の配置計画がとうとう表に出られないでそのまま800万円の予算を使ったのも俺は聞かないで終わっちゃったんだけれども、その配置基準だってあるわけだから、だから城東出張所というのはあそこからそんなに遠くへは逃げられない場所になっているはず。ですから、そういうところを踏まえて、しっかりこの城東出張所の整備もあわせてやっていただきたい。答弁はいいですけども、お願いしときます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 袴塚委員と同じく、災害のことに関して、これからの展望をお聞きしたく質問させていただきます。

水戸市の医師会からもお話があったんですけども、今回は飯富、国田で局所的になりましたけれども、3.11は水戸市全体で被害があったんですが、今後は局所的な水戸市内の集中豪雨でも浸水するところとしないところと差がありますし、災害が起こるところも私が住んでいる平須や笠原のところは水害は本当に局所的なところになって、被害という被害はあったんですけども、ほかのところと比べてはそんなになくて、そういうふうに地域ごとにとっても差が出てくると思います。災害の後の医療、そういうのもその地区ごとによって見ていけなくちゃいけないと思うんですけども、今回は飯富、国田地域。ほか、もしかすると今後は城東のほうも堤防の決壊に伴って水害が起こるかもしれない。それもこれから水戸市がお互いさまで医療と福祉とかが助け合っていくことが必要かなと思います。まともなくて申しわけないんですけど、局所的な災害が起こった後の医療連携、そういうのをチームをつくって、城東のほうに被害に遭ったら笠原、平須の人たちの医療チームが助けに行く、あと国田のほうで何かがあったときはまた城東、平須の人たちが助けに行く、そういうお互いに助け合うということが必要になってくるかなと思うんですけども、そういうことについて何かお考えとかございますでしょうか。

○鈴木委員長 小林保健センター所長。

答えられる範囲でお願いできますか。

○**小林保健センター所長** ただいまの後藤委員の御質問にお答えいたします。

災害医療につきましては、今現在、水戸市と水戸市医師会のほうで協定を結ばせていただいている状況です。

今回の災害につきましても、その協定に基づきまして医師の派遣をしていただいた状況になります。被害による地域差というものは、そこに対する対応ということですが、基本的には医師会と調整の上、医師を派遣をしていくということになるかと思っておりますけれども、そのほか、県のほうでも災害医療への対応ということで、DMATであるとか、そういった対応も仕組みがつけられているということですので、水戸市医師会、それから茨城県のほうとも連携をとりながら、対応をしていきたいというふうには考えております。

○**鈴木委員長** 後藤委員。

○**後藤委員** DMATを派遣するのも本当に大事で、その前の段階で水戸市がお互いに地域ごとに支え合っ
て、医師会だけではなくて、お医者さんだけではなくて、福祉、介護、また看護師とか、あと薬剤師さんも一緒にチームをつくって、いろんなふうにかかわってくるのが大事かなと思いますので、そういうチームでお互い地域を支えていくということについても、新しく保健所ができることもありますし、考えていただきたいなと思います。

○**鈴木委員長** 要望でよろしいですか。

ほかに。

土田委員。

○**土田委員** すみません、老人福祉センター長者山荘のことなんですけれども、ただいま台風19号でボランティアセンターになっておりますよね。本当にボランティアの皆さんは一生懸命やってくれて、水戸市の体制としてもありがたく思っているんですけれども、地域としては、この老人福祉センターとしての講座とか活動が1カ月以上できない、中止で、その再開の見込みも不明で、いつになったら活動できるようになるのかという心配をされております。やはり、老人福祉センター、これからいきいき交流センターとなるように、地域の高齢者の方にとっては、活動の場としてなくてはならない場所であったり、そこで交流することで、健康増進に努めてらっしゃる多くの方がいます。

これが、いつまでということ、あるいは、そのほかの施設、例えばあかね荘とか、近くで代替的に講座ができるとか、そういった方策とか何かお考えがあるのかどうかを教えてください。

○**鈴木委員長** 野口課長。

○**野口高齢福祉課長** ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

ただいまの長者山荘のほうはボランティアセンターとなっておりまして、一時的に利用者の方の利用のほうは全面ストップになっている状況でございます。

ボランティアセンターの状況といたしましては、大分一時から見ますと、活動のほうは終息を迎えつつあるのかなという状態ではございますが、まだやはりボランティアを求める声も残っておりますので、ボランティアセンターの機能をストップするわけにはいかないという状況でございます。確かに、利用者の方から長者山荘はいつオープンするのか、また、使わせていただけるのかというお問い合わせが最近入るよう

なっております。教室とかといいますと、やはりそこでも固まった教室ということの活動になりますと、そこをほかに移転してということにはならないですけれども、例えば、お風呂の使用であったりとか、後は皆さんがお使いになれるような多目的なホールとか、そういうものの御使用に関しましては、特に地域の制限があるとか、そういうことではございませんので、お近くの末広老人福祉センターとかというところをお使いいただくことも可能かということで、そういう御案内はさせていただいております。

やはりボランティアセンターのほうに関しましては、今の段階では、いつまでということはお返事できない状態でございますので、もう少しお待ちいただきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

私も地域のほうで、災害のほうもそうだし、このセンター利用者の方も同じ気持ちで復興最優先という気持ちはあるんですけれども、どうしても高齢の方でそこに出かけることが生きがいみたいになっている方が1カ月以上たって少し悩み始めているところなので、難しいところだと思うんですけれども、そういった先ほどの案内ですとか相談ですとか、ケアとかに少し丁寧に取り組んでいただきたいと思います。

要望です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 笠原小学校が人数の把握をしたところ、数年後に11クラス足りなくなる予想だというお話がありました。

それに伴って、増築の工事が行われることが決定いたしました。それに伴いまして、笠原中学校も大体クラスが足りなくなるんじゃないかなと想像したんですが、そういう笠原中学校の増築に関してはどのようにお考えなのか教えてください。

○鈴木委員長 和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問でございますけれども、今回の笠原小学校の増築に伴いまして、市全体の児童等、生徒の推移のほうを調べさせていただきまして、その中で笠原中学校についても、推計のほうを出した結果、今、直近のお話として、すぐに人数がふえたり、あるいはクラスがふえるような話にまでは至っていないということから、当面は今の状態で大丈夫かと思っております。今後の動向も今後、時点時点で修正をかけていきたいと思っているんですけれども、クラスがふえた際には、校舎の中にある教室のほうを改造いたしまして、普通教室に転用するなどの方法で対応したいと考えております。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 笠原小学校は数年後に11クラスふえるということが決定して、それに伴ってやはり笠原中学校もふえるのは、寿小学校と笠原小学校が一緒になって笠原中学校が成り立っておりますので、寿小学校のクラス増がほとんどないということは、笠原小学校の増に伴って、笠原中学校もクラスが足りなくなるというのを考えると、大体予測ができるんですけれども、それで今、笠原小学校は図工室をなくして糸鋸を移動したりして、とても危なくてお子さんたちがとてもかわいそうな思いをしているところです。また、笠原中

学校の教室は、今はまだ大丈夫なんですけど、ほかの特別教室を改造して普通教室をつくるというのだと、やはり特別教室における授業が行えなくなっちゃうという懸念もありますので、できるだけ早目に検討していただきまして、笠原中学校も想定して増築を考えていただけることを要望します。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 まず関連で別の質問をしたいんですが。

小学校と中学校の1クラスに対する生徒の数って基本一緒でよろしいんですか。基本設定っていうんですか。35人学級とか。

○鈴木委員長 鎮日学校管理課長。

○鎮日学校管理課長 今回の委員さんの御質問についてなんですけれども、小学校1年生につきましては、国の法律で35人学級と決められておりますが、小学校2年生から中学校3年生までは県のほうで35人学級ということで取り組んでおりますので、小学校と中学校も35人学級という基本的な考え方について数値は変わりません。

〔「義務教育の子どもは変わらない」と呼ぶ者あり〕

○鎮日学校管理課長 はい。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 じゃ、それを踏まえてはいないんですけれども、質問したいのが、最近県南の公立学校ですと、電子黒板を活用して、つくば市が一番代表的なんですけれども、全学校に配置するとかということをやっているんですけれども、たしか守谷市も最近かなり取り入れているということで、それはそれなりのいわゆる教育効果を狙ったということなんですけれども、私の記憶だと、水戸市も数年前にたしか買っている。1台物すごい金額、うん千万円という金額で買っているんですね。あれはどうなったのかなというのがまず一つと、その後のいわゆる効果というか、要は向こうが同じ県内の県南の学校が非常に効果が高いということで、あれだけの投資をしているということなんですよ。

水戸市も買っているんですけれども、その後どうなったのかなというのと、その考え方を教えていただきたい。

○鈴木委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

電子黒板につきましては、学年に1台程度入ってまして、階を移動しないでキャスターで運べるような形になっていて、教室で使って授業を行っています。

そのメリットとしては、子どもたちに現物を拡大して確認することができるような提示装置ですので、先生の話だけとか、あるいはプリントで見せるよりもはっきりと子どもたちに内容が伝わりますので、教育効果は高いです。

後は、タブレットなんかも一緒に使って、子どもたちのノートを写真に撮って、それをその画面で拡大して、子どもたちに見せるような形で授業で使っております。

〔「水戸市も全校配置している」と呼ぶ者あり〕

○萩谷総合教育研究所長 全部の学校に入っております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ごめんなさい、じゃ私の聞いているその電子黒板とちょっと違うのかな。向こうのほうは、その黒板自体がいわゆる一つの教材になっていて、専用のソフトがあって、それを活用しているというふうに聞いたんですけど、今のやつですと、すごくシンプルに何か拡大できるとか拡大できないという、そういう機能じゃなくて。

〔「モニターみたいなもの」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 そうそう。

確か向こうのほうはいわゆる専用のそういった教材、それ自体が。そういったものを使っているということですよね。水戸市はこれは持っていないんですって。

何か私、数年前に見川か何かでしたっけ、5,000万円ぐらい投資して買った、何かなかったでしたっけ、すごい高いやつ買ったの、水戸市で。電子黒板という言い方が正しいのかどうかわからないけれど。

ごめんなさい。あっちの県南の教育の事例というのは逆に言えば御存じですか。違いを教えてもらえればなど。

○鈴木委員長 萩谷所長。

○萩谷総合教育研究所長 国のほうでは、今後目指す形として各学級1台ずつ、そういう提示装置を入れるべきだというふうに提唱されております。県南の市町村によっては、それに近い形で導入を図っている市町村もございます。

先ほど私が説明した、確かに提示装置だけですと、大型のモニターというものと、後実際に電子黒板というのは、いわゆるタブレットのでかいやつというふうに捉えていただければいいんですが、先生が指でその画面を触るだけで中身が変えられるというものです。水戸市でそれがどのぐらい入っているかはちょっとわかっていないんですが、私のほうでは、実際学校で使っているもので多くは拡大して提示しているモニター的なもので使っているものが多いと思います。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 何が言いたいかといいますと、向こうは、最先端のそういったいわゆる教育環境があるのに、こちらがないというのは、ちょっと水戸市としてどうなのかなというのがあって、向こうはたしかソフトを活用しているのを聞いていたんですね。国語だか算数だか。もう既にそういうことをやっている公立学校があって、こっちは相変わらずそういう拡大とか小さくしたりとか、それもただ恐らくたまに使うぐらいのレベルでしょうから、多分。全部に設置してないと言っていたので。だからこの差をどういうふうに考えているのかなというふうに思ったんですけど。そういった教育効果が得られるのであれば、ぜひ水戸市も積極的に活用していただきたいと思いますし、国が推奨しているのであれば、そういう購入に対する補助とかそういうのも多分あるでしょうから、そこら辺をしっかりと踏まえて、さまざまないわゆる水戸市独自の先進事例、そういったものをぜひ教育に取り入れてもらいたいということを要望として。

○鈴木委員長 よろしいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 木本委員は優しいから終わっちゃったんだけど、これ今、水戸市では使っているの使っていないの。何台が入っているの入っていないの。それはわかるでしょう。それもわからなかったら、教育委員会は何かやっているんだかさっぱりわからなくなっちゃうよ。

○鈴木委員長 和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、各学校に入っているんですが、すみません、数についてはちょっと今、手元にございませんで、正確には申し上げられなくて大変申しわけございません。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ということは、現場がわからない。それから学校施設課もわからないということになると、入っていたとしても利用していないということだよ。だって、利用していれば何校でどんなふうに使っているというのは教育評価の本だってできているんだからさ、その中に出てこなくちゃおかしいじゃん。それは。だから、恐らく今、木本委員が言っているのは、教育の赤本がそのままソフトになっていて、今日は何ページから何ページまで教えるという、タブレットでさっさとやりながらいくと、恐らく今日教えなくちゃならない要点が書いてあるようなものがソフトになっているんだと思うんだよ。それは先生方も楽だし、逆に言えば、新たな授業方法としては、有効な手段だと僕は思いますよ。だから、申しわけないけれど、やはり水戸は、先駆けの教育とか、水戸スタイルの教育とかっていろんな言葉は言っているけれども、現実の問題として、それほど僕は進んだ教育していないのかなと、こんなふうに思って心配はしている一人なの。

それで、今日は、木本委員の発案だからそれはそれで僕はいいですけども、一つちょっとお伺いしたいのは、教育長職務代理者も恐らく今度の12月議会までだというふうに思うんですが、水戸にはないと思って聞いているんですよ。水戸にはない。この間の唐辛子を食べさせられちゃったり、いろんな教師間のいじめというのが問題になりました。子どものいじめのほう、今、水戸の教育委員会ではないよ、ゼロだよ、こういうふうなことを言っているわけですけども、こういうものについて調査とかそういうものというのはした経緯はあるんですか、ないんですか。ないだろうということでスタートしているんですか。それとも、ああいう問題が起きました、で怖くて言えなかった、御局さんがいた、何かボスがいた、だから発言もできなかった。父兄が相談しても、何か隠蔽されちゃっている学校も現実にはある。こういうふうなことが現実には水戸の中でもあるんですよ、子どもに関しては。先生方について、この間嘔然とした事件があって、今マスコミにぎわっていますけれども、ああいうものが出たときに、水戸市の教育委員会として、何かアンケート調査みたいなもの、もしくはそういう調査みたいなものというのは、やっているんですかやっていないんですか。

○鈴木委員長 鎮目課長。

○鎮目学校管理課長 ただいまの委員の質問にお答えいたします。

アンケートとか調査とかという形で先生方の声を聞く機会は設けておりません。

ただ、各種訪問等で学校に行った際、あるいは、水戸市教育委員会のほうでパワハラ、セクハラ等の相談窓口を設けております。そういったところを学校に周知することで、先生方の声を聞けるようにと、現在努めているところでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この間事件が起きたところも、そういうことはやっているんですよ。

やっても発言できない環境があるわけ。療休の先生が多い、ありますよね。これは生徒による学級崩壊だけでは僕はないと思う。要は新任の先生が入りました、どういうふうにマンパワーで育てるか、これがうまくいってれば、療休の数というのはもっと減ってきているはずだよ。療休になるのがいじめに値するのか、いじめに値しないのか、それはいろんな判断があると思う。だけれども、人が希望を持って就職したにもかかわらず、休まなくちゃならない、やめなくちゃならない。これは、やはりまさに僕はいじめの対象、いじめというものが大なり小なり、それに近いものがあるからそういうふうになってしまうんじゃないか。もちろん本人の資質もありますよ。資質がないとは言わない。だからそういうもの、こういう事件が起きたら、やはりうちはどうなんだという認識を持っていただきたいと思うんだよな。

やはり、昔のように、いろんなタイプの先生がいて、自由快活にできるという状況ではなくて、今は何かどこか向いていないとはじかれちゃうみたいなの、そういう雰囲気というのが政治の世界でも、国会でもそういう傾向が見られる、社会のつくり方もそういう傾向が見られる、そういう状況があるわけですから、その辺については、やはりしっかり対応していただきたいと思うんですけども、職務代理者、感想はございますか。

○鈴木委員長 東小川教育委員。

○東小川教育長職務代理者教育委員 袴塚委員の御意見にお答えいたします。

前々回の委員会の折にも、いじめに関して、子どもに関してはお伝えしたところであります。他市町村の例を見ますと、教員間のいじめも発生している。そして、極悪な環境にあるということを新聞等で知りまして、水戸市にもあるだろうと思います。見えないだけじゃないか。あつてしかるべき。

この前も、生徒の折にお話ししたように、3人集まれば、ねたみそねみからいじめが発生すると覚悟なくちゃいけない。それは私は学校における管理職の立場の責務だと思っております。子どもの動きをよく見るのが担任であれば、各先生方の動きを見て、うつむいているのか上向いているのか、それを見届けるのが管理職、校長、教頭の役割じゃないか、それをつぶさに見て声をかける、そして療休者が出そうなときには、出る前に対処していく、そのような措置を学校全体としてつくらない限りは、どうしてもくすぶったまま事態が進展してしまう。そんな心配を持っております。ですから、アンケートによる調査、それが適切なのか、私はそれよりも顔をよく見る、職員の目つきを見る、動きを見る、それが管理職に求められる大きな要因じゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 適切なお話、それから現場を経験されて、そして熱心にやってこられた、そういう事柄が今の言葉に出ているのかなというふうに思います。

私は、いじめをゼロにしろということを言っているつもりはないんです。ただ、やはり人が休まなければならない、療休をしなければならない、希望に燃えた方が、若い方が途中で挫折する、こういった環境をいち早く、やはり今言われた管理職なり監督なりがしっかり把握して、そしてフォローしていく。そしていい人材を育てていくと。これが子どもを育てる前の教育ですから、ぜひそういったことにも力を入れていただ

いて、そういう方が教育委員会の委員の中においでになったという認識ができただけで、今日私がここにマイクを持たせていただいた意義があったのかなというふうに、ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 零時 0分 散会